

2010 年 8 月 11 日
株式会社みずほ銀行

日本における中国元建取引の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：西堀 利）は、このたび中国から日本への送金に係る各種サービス（中国元建決済・為替取引、中国元預金）の取り扱いを開始し、日本通運株式会社（以下、日通）の中国元建決済取引を実行しました。

今回の取引は、NIPPON EXPRESS(SHANGHAI)CO.,LTD(日通中国現地法人)から日通宛の経常資金決済を中国元建てで行ったものです。

本サービスの開始により、お取引先は、中国から日本への資金決済を中国元で行い、中国元の為替リスクを日本で管理することが可能となりました。

中国元建決済は、2009 年 7 月に、中国外試行地域（香港、マカオ、ASEAN10 カ国）と中国内試行地域（上海市、広州市、深セン市、東莞市、珠海市）との間における試行企業（試行地域内で試験的に中国元建決済を許可されている企業）を対象に解禁されました。現在では、中国外試行地域は撤廃され全世界との決済が可能であるとともに、中国内試行地域は 20 省市(*)に拡大されています。

今回の日本での各種サービスの取扱開始により、お取引先のアジアでの資金決済ニーズにさらにきめ細かく対応できるようになります。今後も引き続き、お取引先のさまざまなニーズにあわせた資金決済スキームを提供してまいります。

以 上

(*)中国内試行地域（2010 年 7 月現在）

- 第一期試行地域: 2 省市（上海市・広東省）
当初は広東省内 4 市（広州市、深セン市、東莞市、珠海市）に限定
その後広東省全域に拡大
- 第二期試行地域: 18 省市（北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区）